

令和8年度

仕 様 書

件名 大型水槽車製造請負

仙台市消防局総務部管理課

第1 入札案件

- 1 品名
大型水槽車
- 2 数量
1台
- 3 納入期限
令和10年2月29日※債務負担設定のため、2ヵ年整備
- 4 納入場所
仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町2-15）

第2 総則

- 1 目的
この仕様書は、仙台市消防局（以下「当局」という。）において、令和8年度に購入する大型水槽車（以下「本車」という。）の一切に適用する。
- 2 概要
本車は、消防用ポンプ及び大容量の水槽を装備し、消火活動及び各種災害活動に使用する消防車である。
- 3 適合法令
本車は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」、「道路運送車両法」、「道路運送車両法の保安基準」その他関係法令、通達に適合し、緊急自動車として承認の得られるものであること。
- 4 製作上の問題処理
製作は、仕様目的を十分に達成するため誠意をもって行い、仕様内容に疑義の生じた場合は、その都度速やかに当局と協議を行い解釈すること。
なお、仕様変更は、事前に発注者の承認を受けること。また、本車の製作に当たり工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じたときは、受注者がこれらの問題解決を行うこと。
- 5 製作上の注意
消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し、次のとおりとすること。
 - (1) 各装置及びパーツの取り付けは、原則としてボルト締付けとすること。
なお、ボルト等は、ネジロック剤を使用し確実に締め付けること。
 - (2) 車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。特に下廻りの部材の継ぎ目は、すべてコーキングをすること。
 - (3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えること。
 - (4) 使用取扱上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。
 - (5) 堅ろうにして長期の使用に十分に耐え得るものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。
 - (6) 水洗い整備ができるとともに、残水等の生じない構造とすること。また、フェンダー等で器具接触等により塗装剥離のおそれのある部分には、適切な保護対策を講じること。
 - (7) 製作にあたっては、車両総重量の制限を考慮した上で使用強度を十分に確保するとともに、全体的に軽量化に努めること。
また、前後左右の荷重バランスを十分に考慮し製作すること。
- 6 規格及び表示
 - (1) 規格
車両に使用する材料及び部品は、特に指定するものを除き、すべて日本工業規格（JIS）のものを使用すること。ただし、ネジ類については、ISOネジ又は、これに準じたものを使用すること。
 - (2) 表示
ア 車両に使用する絵表示以外の表示は、日本語、又は英語で表示すること。
イ 車両に使用する単位等の表示は、すべてS I単位で表示すること。
- 7 登録の費用
当該車両の新規登録に要する費用のうち、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の費用は発注者負担とし、車庫証明書その他の新規登録に要する費用は、受注者がすべて負

担すること。

また、自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は、発注者が負担するので、受注者が立替え払いし、納車後当該車両代金と別に発注者に請求すること。

8 登録の代行

本車製作完了後、新規登録のための手続きを受注者が代行し、東北運輸局宮城運輸支局長の行う当該検査に合格させること。

※当該検査前に、当局指定の資機材等を積載した重量と積載していない重量をそれぞれ測定し、記録すること。(詳細は別途指示)

9 保証

本車の保証期間は、検査合格後1年とする。

積載品等で1年以上のメーカー保証期間が定められている場合は、メーカーが指定する期間とする。

なお、保証期間後であっても設計、製作及び材質不良等の瑕疵によって生じた問題については、受注者が無償で修復すること。

10 事故防止

架装及び車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は、速やかに当局に連絡するとともに、その事故等について一切の責任を負うこと。

11 検査

(1) 受注者は、発注者が行う中間検査並びに納品検査を受けること。

(2) 中間検査は、作業工程を考慮し随時行うものとし、時期については当局と協議すること。

(3) 納品検査は、車検取得後に行うものとし、車両、取付品、積載品、付属品すべてを一括して行うものとする。

(4) その他必要に応じ検査を行うものとする。

12 提出書類

12-1 提出書類

(1) 製作承認図書類、完成図書及び取扱説明書は、A4判のファイル等に一括して綴じること。(写真は除くこと。)

(2) 図面は、すべてA3判又はA4判とすること。

(3) 外国製品の書類等については、すべて日本語に翻訳すること。また、各単位には、SI単位を併記すること。

(4) 外注先一覧表・・・1部

製作を外注する場合は、次の内容の外注先一覧表を当局に提出すること。

ア 会社名

イ 所在地

ウ 電話番号

エ 外注内容(品目及び作業内容等)

12-2 着手届・・・1部

契約日の翌日まで、当局に着手届を提出すること。

12-3 全体工程表・・・2部

契約後14日以内に、シャシーの製作を含めた全体の工程表を当局に提出すること。

12-4 製作承認図書類・・・3部(返却分1部を含む。)

受注者は、架装開始前に仕様書に基づく次の製作書類を提出し、当局の承認を受けること。

(1) 詳細な架装工程表(外注先の作業工程を含む。)

(2) 製作承認図

ア 架装外観5面図

イ ホース収納位置図(積載可能本数明示)及び資機材等収納部詳細図並びに各種取付装置等詳細図(3面図)

ウ 骨組及び配管図(水ポンプ、水系統及び水槽のフローシート)

エ 電気配線図(種類、電球のワット数明示)

オ 改造自動車重量計算書

12-5 完成図書・・・2部(車両台数プラス1部)

完成図書は、次のとおりとし、目次及び見出しを付けて編綴し、納車時に提出すること。

(1) シャシー関係図

- ア シャシーの消防受託試験合格の写し
- イ シャシーの図面（3面図）
- ウ 動力取出装置（以下「PTO」という。）の図面
- エ エンジンオイル冷却装置の図面
- オ シャシーの改造関係（キャブ取付品その他）の図面
- カ シャシーの架装資料
- キ シャシーの諸元明細書又は詳細な仕様書
- ク シャシーカタログ
- ケ シャシー使用電球型式一覧表（増設部を含む。）
- コ シャシー使用ヒューズ型式一覧表（増設部を含む。）
- サ シャシー電気配線図（増設部）

(2) 架装関係図書

- ア 架装外観5面図
- イ 完成車の最小回転半径の走行軌跡図
- ウ 詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図（3面図で承認図を修正したもの。）
- エ 骨組及び配管図（水ポンプ、水系統及び水槽のフローシート）
- オ 電気配線図（承認図を修正したもので種類、リレー、ヒューズ、アンペア数等を明示したもの）
- カ 使用電球一覧表
- キ 使用ヒューズ型式一覧表
- ク 資機材の油脂類一覧表
- ケ 消防ポンプ装置（動力伝達装置を含む。）関係の図面及び諸元
- コ 消防ポンプ及び水タンクの関係図
- サ 無給油式真空ポンプの諸元及び関係図
- シ 使用材料一覧表
- ス 装備品等一覧表（品名、数量、製作会社名、電話番号、型式明示）
- セ 装備品等のカタログ又は写し（諸元明示）
- ソ 消防ポンプ装置の性能試験結果
- タ 日本消防検定協会による消防ポンプ装置の消防受託試験合格の自主表示（写し）
- チ 日本消防検定協会による鑑定合格の表示（写し）
- ツ 改造自動車等審査届出書写し
- テ 自動車検査証写し
- ト 重量実測結果
- ナ 転覆角度実測結果

12-6 取扱説明書・・・2部

- (1) シャシー取扱説明書（シャシー取付品を含む。）
- (2) 消防ポンプ装置取扱説明書（点検及び注油箇所説明書を含む。）
- (3) 資機材及び取付品等の取扱説明書（整備解説書含む。）

12-7 写真（ネガ、又はCD-R等の電子データ付）

- (1) 架装工程写真（カラーL判）・・・1式
製作工程ごとに撮影すること。
- (2) 完成写真（カラーL判程度）
 - ア 緊急自動車事前届出用（前後左右撮影、車検取得前のもの）・・・各2部
 - イ 緊急自動車届出用（前後左右撮影、車検取得後のもの）・・・各2部
 - ウ 資機材収納部の状況・・・各1部

13 無償点検整備

納車後3ヶ月の法定定期点検整備は、受注者が無償で行うこと。

14 技術指導

受注者は、納車後に機器の取り扱い及び保守整備について、当局職員に対し無償で技術指導を行うこと。なお、技術指導の日程並びに回数については、発注者と協議のうえ決定

すること。

15 その他

道路交通法施行令第13条の規定に基づく緊急自動車の届出事務処理上、当該車両の車検取得日の10日前までに、当該車両の車両型式、車体番号が記載されている書類、及び上記12-7の(2)のアの写真を提出すること。

第3 仕様

1 材質の規格

(1) 材料及び部品は、すべて新規製品を使用すること。

(2) 主要材料の材質は次のとおりとすること。

ア 骨組等主要構造は、一般構造用圧延鋼材（S S 4 0 0）以上の強度を有する材料を適切に使用すること。

イ ポンプ主要部品は、青銅鋳物（B C 6）以上で耐久性に富んだ材料を使用すること。

ウ ポンプシャフトは、ステンレス鋼（S U S 4 0 3）以上の強度を有する材料を使用すること。

エ 主配管は、配管用炭素鋼管又は同等以上の強度及び耐久性に富んだ材料を使用すること。

オ 放水口ボールコックは、青銅鋳物（B C 6）以上で耐久性に富んだ材料を使用すること。

カ 水槽（水タンク）は、水槽板面、骨組み、点検用ハッチ及び防波板を含めアルミ製とすること。

(3) ステップ等は、アルミ縞鋼板を使用し、表面はポリウレア樹脂塗膜等の防水・防食・耐摩擦性の高い処理を施し、併せて防滑処理を実施すること。

(4) 保護枠、計器板、蝶板、手すり、握り棒等その他金属露出部分及び外部に取り付けるボルト、ナット類はすべてステンレス製部材を使用すること。

(5) コーキング及びシーリング材は、経年変化により硬化しない弾力性のあるものを使用すること。

(6) 潤滑油及び各種作動油は、各メーカーが指定するものを使用し、規定量を入れておくこと。

(7) その他の材料は、次によること。

ア プラスチック類は、すべて難燃性及び耐油性のものを使用すること。

イ ゴム製品は耐油性のものを使用すること。

ウ 木材は十分に乾燥したものを使用し、製作後、変形及び歪み等が生じないものとする

2 主要諸元

(1) エンジン 水冷4サイクルのディーゼルエンジン

(2) 総排気量 8, 800cc以上

(3) 最高出力 公称出力が250kw(340ps)以上

(4) 軸数 3軸(後輪2軸)

(5) 駆動方式 6輪駆動(後輪2軸駆動)

(6) 変速装置 オートマチックトランスミッション

(7) 軸間距離 5, 500~6, 000mm

(8) 車両寸法

全長 9, 200mm程度

全幅 2, 500mm以内

全高 3, 300mm以内

(9) 車両総重量 22, 000kg未満(許容総重量の範囲内において、別表の取付品・積載品・付属品等その他当局からの支給品の重量を含む。)

なお、関係法令及び艀装等の諸事情に伴う車両寸法の変更及び、新型車両に伴い変更となる事項については、当局と別途協議のうえ決定する。

3 シャシー(機関及び台車)

3-1 シャシー規格

(1) 使用するシャシーは、令和8年に製作されたものを使用すること。

- (2) 使用するシャシーは、日本消防検定協会の検定（消防受託試験）に合格したものとすること。
 - (3) 使用するシャシーは、シングルキャブ付きのシャシーとすること。
 - (4) 使用するシャシーは、ポストポスト新長期規制適合車とする。
 - (5) 使用するシャシーは、最大積載量が10t超級の大型車とすること。
- 3-2 エンジン付帯装置
- (1) エンジンオイル冷却装置
消防ポンプ装置により吐出される水を利用する、エンジンオイル冷却装置を取り付けること。
 - (2) エンジンガバナー
ア 消防ポンプ装置の負荷の変動に対し、有効に作用するものであること。
イ オールスピード型で走行時は、公称出力が出せるよう解除できること。
- 3-3 トランスミッション
- オートマチックトランスミッションとし、前進5段以上、後退1段の電子制御式（ロックアップ機能付）とすること。（又は同等以上の性能を有するもの。）
- 3-4 P T O
- (1) 消防ポンプ装置駆動用ミッションを取り付けること。
 - (2) ミッションは、フライホイール方式とすること。
 - (3) ミッションは、シャシーのエンジン出力を最大限に伝えるフルパワーP T Oとすること。
 - (4) シャシーのエンジンとP T Oの回転差は、±2割以内とすること。
 - (5) P T O作動スイッチを運転席及び左右ポンプ操作盤に設けること。
- 3-5 電気装置
- (1) 電気装置は、直流24Vのマイナスアース式とすること。
 - (2) シャシーエンジンには、次の発電装置（オルタネーター）を取り付けること。
ア オルタネーターは、24V-90A以上の中低速回転タイプとすること。
イ オルタネーターに付属するレギュレーター及びワイヤーハーネスは、オルタネーターに適合するものであること。
 - (3) バッテリーは、J I S規格145F51を2個とし、引出し時においても支障のないように、コード類は十分に余裕を取ること。
 - (4) 電流計は、次のとおりとすること。
ア 構成は、電流計本体（第一エレクトロニクス製PMK-60±100A±60mA、又は同等以上の性能を有するもの）、分流器（第一エレクトロニクス製DS-2、又は同等以上の性能を有するもの）及び専用ヒューズホルダー等で構成されるものとすること。
イ 取付位置は、本体が運転席上方（オーバーヘッドコンソール付近）の適切な位置とし、ヒューズホルダー等は、ステンレスのブラケットでバッテリーに取り付けること。
なお、バッテリーの引き出しに支障のないよう取り付けること。
ウ 電流計は、シャシー標準電装品及び架装電装品の合計の数値を検知できるよう適切に取り付けること。
 - (5) 自動充電装置は、次のとおりとすること。
ア AC100Vの電源により、シャシー積載のバッテリーに自動的に充電する装置を取り付けること。
イ 過充電防止装置付きとすること。
ウ シャシー積載のバッテリーと車両側コンセントを結線すること。
エ 車両側コンセントを次のとおり取り付けること。
（ア）取り付け位置は、キャブ右側下付近とすること。
（イ）コンセントは、マグネット式コンセント（蓋付き）とすること。
オ 電源コードは、オイルパンヒーターのコードと兼用とすること。
 - (6) 電源盤及びリレー（架装部）
ア 架装にかかる電源は、すべて新たな電源盤を設け、適正容量のDCブレーカー（容量表示付）を介して供給すること。
イ モーターサイレン、無線機及びスイッチ等には、保護のため必要に応じリレーを設けること。

- ウ 電源盤には、1次側のメインブレーカーを取り付け、また予備回路を設けること。
- エ 電源盤には、各系統の名称及びアンペア数を表示し符番すること。
- オ 電源盤及びリレーは、金属製の収納箱（横ヒンジ式扉付）に集約して収納し、点検しやすい箇所に設置すること。

(7) 電気配線（架装部）

- ア 系統別に色分けを行うこと。
- イ ターミナル部の配線接続は、圧着端子又はメタルコンセント等とすること。
- ウ すべての配線貫通部には、ブッシングゴムを取り付けること。
- エ 灯火機器及びその他電気機器は、必ずその付近で接続するように配線すること。
なお、接続は、圧着端子によること。
- オ 各配線は、消費電力量に見合う適正容量のものを使用すること。
- カ 配線接続部はすべて絶縁被覆付とし、外部配線は、すべて防水構造とすること。特にコネクタ部分は、絶縁融着テープ等で被覆すること。
- キ 配線は、すべて配線保護チューブ内を通すこと。

3-6 視界

- (1) フロントウィンドーには、有効に作用するワイパーを取り付けること。
なお、このワイパーは、ウォッシャー連動の間欠ワイパー付きとすること。
- (2) フロント左右に大型のアウトターミラーを取り付けること。
- (3) 左右のアウトターミラーは、運転席から上下左右の傾きを調整できる電動リモコンミラーとすること。
- (4) フロント左側には、アンダーミラーを取り付けること。
- (5) フロント右の大型アウトターミラーの下に平面型補助ミラー（隊長用ミラー）を取り付けること。
- (6) ミラーステーは黒色とすること。

3-7 計器類

- (1) スピードメーター（トリップメーター付き）を取り付けること。
- (2) エンジン回転計（100回転刻みの目盛り及びエンジンの高負荷を示すレッドゾーンを表示したもの）を取り付けること。
- (3) エンジン冷却装置の水温計を取り付けること。
- (4) 燃料計を取り付けること。
- (5) エンジンオイル温度計を運転席上方（オーバーヘッドコンソール付近）の適切な位置に取り付けること。
- (6) エンジンアワーメーターを運転席上方（オーバーヘッドコンソール付近）の適切な位置に取り付けること。
- (7) エアージェージを取り付けること。
- (8) 上記の計器には、夜間用の照明灯付（内部照明でも可）とすること。

3-8 オイルパンヒーター（又はエンジン冷却水のヒーター）及び凍結防止用ヒーター

- (1) ヒーターは、AC100Vを電源とし、ヒーター本体は、次のとおりとすること。
 - ア サーモスタットスイッチ付きとすること。
 - イ エンジンクランク室内のエンジンオイル、又はエンジン冷却水を有効に暖めることができるものとすること。
 - ウ 凍結防止用ヒーターは、水槽とポンプ間の水槽吸水配管等の凍結防止に有効な箇所に取り付けること。
- (2) ヒーター本体と車両側コンセントを結線すること。
- (3) 車両側コンセントは、自動充電装置のコンセントと兼ねること。
- (4) 商用電源用付属ヒーターコードは、次のとおりとすること。
 - ア キャプタイヤコードとし、長さが10mで容量に余裕があるものとすること。
 - イ キャプタイヤコードの両端には、それぞれ商用電源コンセント及びマグネット式コンセントを取り付けること。
 - ウ 商用電源コンセントは、丸型のゴムプラグ（平行2芯）とすること。
- (5) 配線及び結線部は、露出のないようにし、漏電及び防水対策を十分に取ること。
- (6) キャブ内の適切な位置にスイッチ（オイルパンヒーターON・OFF）及びオイルパンヒーターの通電確認灯（赤色）、コードの接続確認灯（自動充電装置の通電確認灯を兼ね

る)を取り付けること。

3-9 燃料タンク

- (1) 燃料タンクの容量は、100リットル以上とすること。
- (2) 燃料タンクとタイヤ間の離隔が50cm未満の場合は、アルミ縞板にて保護板を設けること。

3-10 排気管

排気管は、シャシー部分及び架装部分と適切な間隔を保つように取り付けること。また、適切な間隔が取れない場合は、確実な遮熱措置をすること。

3-11 タイヤ及びタイヤ用ディスクホイール

- (1) タイヤは、チューブレススタッドレスタイヤとすること。
- (2) ホイール、すべてアルミ合金製の軽量ホイールとすること。

3-12 ブレーキ装置

- (1) 主ブレーキ（フットブレーキ）は、フルエアー又は空気油圧複合式（エアーオーバーブレーキ）とし、エアー配管系統にエアードライヤを設けること。
- (2) エアータンクの水抜栓は、必要に応じ容易に手の届く位置まで延長すること。また、着氷雪による誤作動防止措置を講ずること。
- (3) 主ブレーキには、ABS（アンチロックブレーキシステム）を装備すること。
- (4) 補助ブレーキとして、排気ガスの流量を調節する排気ブレーキを装備すること。排気ブレーキはアクセルペダルに連動し、アクセルペダルを踏み込み中は、作動しない構造とすること。
- (5) 駐車ブレーキ（サイドブレーキ）は、空気式車輪制動形スプリングブレーキ装置とすること。

3-13 強化型スプリング

サスペンションは、強靱なものとし、悪路用の強化型スプリングとすること。

3-14 パワーステアリング及びパワーミラー

- (1) ステアリング装置は、パワーステアリングとし、チルトできる構造とすること。
- (2) キャブ左側のアウターミラーは、運転席から遠隔操作によりステアの根元ごと格納できるものとする。

3-15 ステアリングハンドル等の位置

- (1) ステアリングハンドルの位置は、進行方向に向かって右側とすること。
- (2) ミッションシフトレバーの位置（押しボタン式を除く。）は、進行方向に向かって運転席の左側とすること。
- (3) ウィンカーレバーは、進行方向に向かってステアリングハンドルの右側とすること。
- (4) ペダル類は、進行方向に向かって右側からアクセルペダル、ブレーキペダルの順に配置し、操作に支障のないよう適切な間隔に配置すること。
- (5) 運転者が進行方向に向かって右側に着座し、運転に支障のないよう計器、レバー及びその他機器類を適切に配置すること。

3-16 エアコンディショナー

(1) 暖房装置

ア 暖房装置は、エンジン冷却水利用の温水型とすること。

イ 暖房装置は、キャブ内を有効に暖房する十分な能力を有するものとする。

ウ 暖房装置は、シャシーメーカー純正品または同等以上の性能を有するものとする。

(2) 冷房装置

ア 冷房装置は、シャシーエンジンにより駆動するコンプレッサーを使用すること。

イ 冷房装置は、キャブ内を有効に暖房する十分な能力を有するものとする。

ウ 冷房装置は、シャシーメーカー純正品または同等以上の性能を有するものとする。

(3) 換気装置

ア 外気をキャブ内に導入し、送風する換気装置を取り付けること。

なお、この換気装置は、外気を遮断し、キャブ内の空気を循環する機能も併せて有するものとする。

イ 換気装置は、上記の暖房装置及び冷房装置と併用できるエアミックスタイプとすること。

3-17 バックアイカラーカメラ、カラーモニター及び後方音声確認装置

(1) バックアイカラーカメラ

- ア 車体後部の適切な位置に取り付けること。なお、必要に応じステンレス製の保護パイプを適切に取り付けること。
- イ キャビン内のカラーモニターに車体後方を映し出すものであること。
- ウ カラーモニターと専用の配線で適切に結線すること。
- エ 取り付け及び配線の引き込みは、防水対策を適切に行うこと。

(2) カラーモニター

- ア キャビン内の適切な位置に取り付けること。
- イ バックアイカラーカメラの映像を映し出すものであること。
- ウ バックアイカラーカメラと専用の配線で適切に結線すること。
- エ 取り付け及び配線の引き込みは、防水対策を適切に行うこと。

(3) 後方音声確認装置（バックトーク）

- ア 車両後方の音声をキャビン内に伝達する受話装置をキャビン内の適切な位置に設けること。
- イ キャビン内の音声を車両後方に伝達する受話装置を車両後方の適切な位置に設けること。
- ウ 受話装置の取り付け並びに配線の引き込みは、防水対策を適切に行うこと。
- ウ 装置の作動については、バックギア連動とすること。また、常時作動も可能な構造とすること。
- エ キャビン内と車両後方間の相互通話が可能な構造とすること。また、受話、送話も単独で選択可能な構造とすること。

3-18 その他

- (1) ヘッドライト下部にフォグランプを取り付けること。
- (2) ヘッドライト及びフォグランプはLEDバルブとすること。
- (3) 冷却水は、ロングライフクーラントを使用し、 -15°C 以下に設定すること。
- (4) エンジンは、スターターキーで始動及び停止ができること。また、バッテリーメインスイッチを取り付けること。

4 キャブ

4-1 キャブの構造

- (1) キャブは、乗車定員が3名以上のシングルキャブとすること。
- (2) キャブは、電動油圧式のチルト装置付で、故障時は手動でチルトできるものとすること。
- (3) 床面には、フロアシートを張ること。
- (4) ドア
 - ア ドアは、片側1枚ずつの2ドアとすること。
 - イ ドアの施錠は、確実に行われるものとし、2つのドアすべてに施錠装置を取り付けること。
なお、この施錠装置は、運転席のドアから2ドアすべてが連動でロック又はリリースされる電磁式集中ドアロック装置とすること。
- (5) 窓
 - ア ドアには、すべて開閉式のガラス窓を取り付けること。
なお、前席（左右）ドアのガラス窓は、電動で上下するパワーウィンドウとすること。
 - イ 助手席用ドアは、上記ガラス窓の下に、左側確認用の大きめの埋め込み型窓ガラスを設けること。
- (6) 座席
 - ア 座席は、すべて前向きとすること。
 - イ 座席は、セパレート式とし、背もたれの角度が調整できるタイプとすること。また、運転席については、座席位置の前後調節が可能とすること。
 - ウ 座席から天井までの有効高さは、1,000mm以上とすること。
 - エ 座席には、すべてシートベルトを取り付けること。
 - オ 座席及び背もたれの表面の材質は、ビニールレザー又は同等以上のものとすること。
- (7) 乗降用ステップ
 - ア キャブ両側のすべてのドア下に乗降用ステップを取り付けること。
 - イ 塗装剥離等損傷防止のため次の箇所には、アルミ製保護板を張ること。

- (ア) キャブ乗降ロステップ蹴り込み部 2箇所 (アルミ縞板)
- (イ) フロントバンパー上面すべて (アルミ縞鋼板)
- (8) 乗降のため必要な握り棒を次の箇所に取り付けること。
 - ア キャブ両側 2箇所 (ステンレス鋼管で長さが800mm以上)
 - イ フロントウィンドウ上部 2箇所、下部 2箇所

4-2 キャブ内取付品

- (1) 運転席及び助手席用のサンバイザーを取り付けること。
- (2) 運転席及び助手席用のアシストグリップを取り付けること。
- (3) 電子サイレンアンプを取り付けること。必要に応じ取付用ブラケットを作成し、キャブ内の適切な位置に取り付けること。
- (4) 手元スイッチ型のフレキシブルルームランプを助手席ピラー部に1箇所取り付けること。
- (5) 凶面収納箱を運転席と助手席の間の後方に取り付けること。(別途指示)
- (6) 機材収納箱を座席後部に取り付けること。(別途指示)
- (7) キャブ内中央の天井部分に、長方形の蛍光灯又はLED照明を取り付けること。
- (8) 空気呼吸器等の取り付け部は、次のとおりとすること。
 - ア リヤウインドウ面に、空気呼吸器(ボンベは川崎重工製6.8029.4が取り付けられること)取付装置を2基、ステンレス製物掛け用フックを、空気呼吸器の高圧導管が干渉しないように適切に取り付けること。(フック形状及び数量は別途指示)
 - イ 空気呼吸器取付装置の底板(安全弁保護枠の受座)は、収納箱内の収納物が容易に取り出せるように、跳ね上げできる構造とし、安全弁保護枠が接する箇所にゴムマット等の緩衝材を取り付けること。(底板がない場合は別途協議)
 - ウ リヤウインドウを取り付ける場合、適当な間隔に保護棒を取り付けること。
- (9) キャビン内にDC24Vバッテリー直結インバータのAC100Vコンセントを前席後部のベッドスペース付近の容易に使用できる箇所に4口以上設けること。(詳細は別途指示)

4-3 その他

- (1) 天井内張りは、ビニールレザー製等の吊天井(電装品の整備点検用チャック付)、又は同等の機能を有するものとする。
- (2) 消防章をキャブフロントパネル中央付近に直付けすること。

4-4 車外無線送話機取出ボックス

- (1) 消防ポンプ操作部(両側)の適切な位置に取り付けること。(別途指示)
- (2) ボックスの大きさは、高さが350mm、幅150mm、奥行き150mm以上とすること。
- (3) 配線用導管を次のとおり取り付けること。(配線は、AVM用24芯ケーブル・スピーカーケーブル・ハンドセット用ケーブルが各2セット)
 - ア 両側の車外無線送話機取出ボックスから、キャブ内助手席の足元付近まで敷設すること。
 - イ 配線用導管は、内径30mm以上のフレキシブル管1本(左右ボックス間に渡り導管を設ける場合)又は内径23mm以上のフレキシブル管2本(左右ボックスにそれぞれ設ける場合)とし、キャブ内に貫通させ適切に固定すること。
 - ウ 配線用導管の端末(車外無線送話機取出ボックス固定部とキャブ内固定部)は、絶縁ブッシングを取り付けること。
 - エ 配線用導管の固定は、U字型等の固定金具で適切に固定すること。
 - オ 配線用導管は、極力目立たない隅やキャブ内部を通すこと。
なお、やむを得ず座席の足元等を通るよう敷設する場合は、配線用導管自体をアルミ縞鋼板等で覆い破損のないように保護すること。
 - カ 配線用導管の中に、配線引き出し用の針金を通しておくこと。

5 消防ポンプ装置

5-1 ポンプ駆動装置

- (1) PTOからポンプまで湿式多板型電磁クラッチを介し駆動用シャフトでジョイントすること。

なお、このシャフトは、ユニバーサルジョイント方式とし、容易に給油できる構造とすること。

- (2) 車体のねじれ、振動等に十分に耐え、消防ポンプ運転中、異音及び振動等を発生しないように適切に取り付けること。

5-2 消防ポンプ

- (1) 消防ポンプは、インデューサー付1段ポリュートポンプとすること。
- (2) 消防ポンプは、消防検定A-2級以上の性能を有するものとすること。
- (3) 呼び水装置は、真空ポンプ方式とすること。
- (4) 自動放口閉そく弁、止水弁、逆止弁等を設けること。
- (5) ポンプは、振動により異常をきたさないようシャシーフレームに確実に固定すること。
- (6) ポンプ使用後の残水は、完全に、かつ、短時間に排除できるものとすること。

5-3 真空ポンプ

- (1) 真空ポンプは、オイルレス構造とすること。
- (2) 真空ポンプは、摩耗が少なく偏摩耗等を生じないものであること。
- (3) 真空ポンプの駆動源は、P T Oの動力を利用するものであること。
- (4) 真空ポンプの動力伝達方式は、電磁クラッチとすること。

なお、凍結対策を十分に講じるとともに、電磁クラッチ方式については、非常用の手動装置を付加すること。

- (5) 真空ポンプは、焼き付き及び破損等を起こさないものとすること。
- (6) 真空ポンプは、放熱効果を十分に考慮したものとすること。

5-4 自動放口閉そく弁

- (1) 自動放口閉そく弁は、消防ポンプ本体の放水側に取り付けること。
- (2) 自動放口閉そく弁は、放水口のcockの開閉にかかわらず消防ポンプ本体に放水口から空気の逆流を起こさない構造とすること。
- (3) 弁の材質は、極めて経年変化がなく、水の動きに対し敏感に作用するものであること。

5-5 逆止弁

- (1) 取付位置は、消防ポンプ本体と真空ポンプの間とすること。
- (2) 真空ポンプの作動により消防ポンプ本体が負圧になった時、空気の逆流を適切に防ぐものとすること。

5-6 止水弁

- (1) 取付位置は、消防ポンプ本体と逆止弁の間とすること。
- (2) 止水弁は、真空ポンプへの空気の通路は確保されるが水の流入を完全に遮断するものとすること。

5-7 自動揚水装置

5-7-1 自動揚水装置

- (1) ワンタッチのスイッチ操作による自動揚水装置を取り付けること。
- (2) 自動揚水装置は、次の一連の操作が自動的に行えること。

ア 真空ポンプの動力伝達

イ シャシーエンジンのスロットルアップ（真空ポンプの適正回転を維持）

ウ 消防ポンプ本体の真空作成

エ 吸水口からの吸水

オ 真空ポンプ動力伝達解除

カ 吸水完了と同時にシャシーエンジンのスロットルダウン（アイドリング回転まで下げる。）

- (3) 操作パネル（操作盤）

次のような操作パネルをポンプ室左右の側板に取り付けること。

ア 各ポンプ、各配管、各作動ボタン及び各バルブ類全体を図示した液晶画面パネルスイッチを組み込んだものとすること。

イ 操作パネルの大きさは、180mm×180mm以内とし、軽量コンパクトとすること。

ウ 操作パネルの表示は、次のとおりとすること。

(ア) 消防ポンプ

(イ) 真空ポンプ

- (ウ) 吐水口バルブ (4箇所)
- (エ) 中継口バルブ (2箇所)
- (オ) 吸水口バルブ (2箇所)
- (カ) 冷却水バルブ (2箇所)
- (キ) エゼクターバルブ (2箇所)
- (ク) 吐水配管 (4系統)
- (ケ) 中継配管 (2系統)
- (コ) 吸水配管 (2系統)
- (サ) 冷却水配管 (1系統でバイパス配管を含む)
- (シ) エゼクター配管 (2系統)

エ 操作パネルには、各ポンプの作動状況、各バルブの開閉状況、揚水の完了が確認できる確認灯（絵表示可）が取り付けられていること。

オ 操作パネルには、各ポンプの名称、各バルブの名称及び揚水完了の名称を表示すること。

カ 自動揚水の作動ボタンが付いていること。

キ 自動揚水の停止ボタンが付いていること。

ク 操作パネルは、屋外の昼間環境下でも容易に視認可能な輝度を有すること。

5-7-2 安全装置

自動揚水装置の安全装置は、次のとおり取り付けること。(1) 不用意にスロットルに触れても、エンジン回転の急上昇を防ぐようスロットル固定機能を備えること。ただし、安全側（スロットルダウン）には操作できること。

なお、スロットルは、左右とも右回りがスロットルアップ、左回りがスロットルダウンとすること。

- (2) 真空ポンプ保護のため、消防ポンプ高回転時は揚水スイッチが入らないこと。
- (3) スロットル装置が揚水可能位置であることを示す表示機能を備えること。
- (4) 自動揚水装置の緊急停止スイッチを取り付けること。
- (5) 自動揚水装置の緊急停止スイッチを押すとエンジンがスロットルダウン（アイドリング回転まで下げる）する機能を備えること。
- (6) 電子式スロットル及び自動揚水装置には、別回路による手動操作装置を取り付けること。
- (7) 各電子制御装置は、ノイズ及び電波等で誤作動のないよう十分な対策が取られていること。
- (8) ポンプスロットルについては、P T O作動時のみ働く構造とし、P T OをONにした時は必ずアイドリング回転からスタートすること。
- (9) 水気、寒暖及び振動等に対し、十分な対策が取られていること。

5-7-3 警報装置

- (1) 冷却水が流れていない場合に以上を知らせる警報装置を取り付けること。また、必要に応じて警報装置を停止できるようにすること。
- (2) 30秒経過しても揚水しない場合に以上を知らせる警報装置を取り付けること。

5-8 水槽（水タンク）

- (1) 水槽の容量は、10,000リットル以上を確保できるもので、水圧に対して変形及び水漏れの少ない角型構造とすること。
- (2) 水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設置すること。また、水槽内部には、防波板を設け、車両走行中の水の動きによる影響を適切に取り除くようにすること。
- (3) 水槽は、アルミ製で、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、内面は船底塗装等適当と認められる防蝕加工を施すこと。
- (4) 点検及びメンテナンス用ハッチを水槽上部の適切な位置に2個取り付けること。
なお、ハッチは、他の積載品及び装置に支障なく開閉できるようにすること。
- (5) 水槽部上面はアルミ縞鋼板張りとし、フラットに仕上げること。
- (6) 水槽両側に口径65mmで雄ネジのフランジ付きのボールコック積水口を取り付けること。

なお、積水配管には逆止弁を取り付け、積水口に水槽内の水が逆流しない構造とし、かつ、配管内の残水を容易に排水できる構造とすること。

- (7) 給水用蛇口（カラン）を取り付けるための給水口を水槽左側に取り付けること。給水口は、口径65mmで雄ネジ（口径65mmメスネジ式のキャップ付）のフランジ付きとすること。
- (8) 水槽両側に水量計を取り付けること。
なお、水量計には、ドレーンバルブ及び空気抜きバルブを取り付けること。
- (9) 水槽には、10,000リットル以上を保水できる構造のオーバーフローパイプを設けること。
- (10) 水槽は、消防ポンプからの補水もできること。
- (11) 水槽には、電子式水量計のセンサーを適切に取り付けること。なお、電子式水量計は、ポンプ室内の操作盤で確認可能な構造とすること。

5-9 配管

- (1) 配管は、摩擦損失が少なくエアポケットを生じないようにすること。
- (2) 配管は、車両の走行及び消防ポンプ運転等の振動により、漏水及び漏気のないよう適切に取り付け、必要に応じてフレキシブル配管等を取り付けること。
- (3) 配管は、排水時、残水のないよう適切な構造とすること。
- (4) 配管は、放水配管、吸水配管、中継配管、水槽吸水配管、水槽送水配管、冷却配管、真空系統配管、ドレーン配管、計器配管その他とすること。
- (5) 各配管は、できるだけ低い位置に設けること。
- (6) 配管の次の接続部は、メンテナンスを考慮し、すべてフランジによるボルト接続とすること。ただし、構造上、困難な箇所については、ネジ込み式とすること。この場合、機器、各コック及び各バルブの取り外しが容易にできるように取り付けること。
 - ア ボールコック取付部
 - イ バルブ取付部
 - ウ 各機器のセンサー取付部
 - エ その他必要と認める箇所
- (7) 放水配管
 - ア 消防ポンプ本体（2次側）から放水口まで配管すること。
 - イ 放水口は4箇所とし、適切に分岐すること。
 - ウ 配管の口径は、65mm以上とすること。
 - エ 配管の途中（左右2箇所）には、流量計の検出部を適切に設けること。
- (8) 吸水配管
 - ア 吸水口から消防ポンプ（1次側）まで配管すること。
 - イ 吸水口は2箇所とするため、適切に分岐すること。
 - ウ 配管の口径は、80mm以上とすること。
- (9) 中継配管
 - ア 吸水配管から分離し、中継口まで配管すること。
 - イ 中継口は2箇所とするため、適切に分岐すること。
 - ウ 配管の口径は、65mm以上とすること。
- (10) 水槽吸水配管
 - ア 水槽から吸水配管（吸水配管と途中でつなぐこと。）まで配管すること。
 - イ 配管の口径は、75mm以上とすること。
 - ウ 空気溜まりのないように空気抜き配管（バルブ付）を取り付けること。
- (11) 水槽送水配管
 - ア 放水配管から分岐し、水槽まで配管すること。
 - イ 配管の口径は、65mm以上とすること。
 - ウ 水槽内部の配管先端に逆止弁を取り付けること。
- (12) 冷却配管
 - ア 放水配管から分岐し、オイルクーラー又はサブラジエターまで配管すること。
 - イ 途中、ストレーナーを組み込んだバイパス配管を設けること。
 - ウ 本配管及びバイパス配管の双方にストレーナー、ガラスボール及びバルブ（各ストレーナーより消防ポンプ側に取り付ける。）を取り付けること。
 - エ 本配管の途中には、チャッキ弁を取り付けること。
なお、取付位置は、ストレーナーの2次側とすること。

オ 配管の口径は、9 mm以上とすること。

(13) 真空系統配管

ア 消防ポンプ本体から止水弁、逆止弁、真空ポンプ本体まで配管すること。

イ 取付位置は、メンテナンスを考慮し取り付けること。

(14) ドレイン配管

ア 配管、各コック類及び水槽には、ドレインを設け、確実な残水処理ができること。

なお、ドレインには、すべてバルブを取り付けること。ただし、エンジンオイルクーラー及びミッション冷却装置本体には必要はない。

イ ドレインに取り付けるバルブは、すべてポンプ室外部から容易に操作できるように適切に取り付けること。

ウ ドレインは、必要に応じ、残水が車体にかからないよう下部まで延長し、ガードを設けること。

エ 消防ポンプ本体のドレイン装置の開閉は、次のとおりとすること。

(ア) P T Oスイッチに連動して自動的に開閉（P T OがONでドレイン装置閉、P T OがOFFでドレイン装置開）する構造とすること。

(イ) 自動的に開閉する装置は、モーター方式又は電磁方式の自動開閉式ドレインバルブとすること。

(ウ) 自動開閉式のドレインバルブの取付位置は、下に手動式のバルブを取り付けるため、走行上支障とならないよう高い位置に取り付けること

オ 水槽のドレイン配管の口径は40 mm以上とし、2箇所以上取り付けること。

カ 配管、各コック類、水槽及び消防ポンプ以外では、次の箇所にドレイン配管を取り付けること。

(ア) 冷却水配管

(イ) 透明アクリル管式水量計

(ウ) その他必要と思われる箇所

(15) 計器配管

ア 消防ポンプの吐出配管から各圧力計まで、また、吸水配管から連成計までそれぞれ配管すること。

イ 透明アクリル管式水量計まで（水槽の両側）配管すること。

なお、配管の途中に、凍結防止のためバルブを取り付けること。また、このバルブの取付位置は、外部から容易に開閉できるように適切に取り付けること。

(16) その他の配管

ア 水槽吸水用ボールコックに、給油する配管（バルブ付）を取り付けること。

イ 吸水用ボールコックの1次側と2次側を結ぶエゼクター配管を左右に取り付けること。

ウ 不凍液注入配管を吸水配管（消防ポンプ入り口に近い部分とする。）に取り付けると。

5-10 コック及びバルブ

(1) 次の箇所にコック、又はバルブを取り付けること。

ア 放水口（4箇所）

イ 吸水口（2箇所）

ウ 中継口（2箇所）

エ 水槽吸水配管（1箇所）

オ 水槽送水配管（1箇所）

カ 給水口（1箇所）

キ エゼクター配管（左右）

ク 水槽ドレイン

ケ 不凍液注入配管

コ その他必要と認める箇所

(2) 放水口、中継口及び吸水口は、出来る限り低い位置に取り付けること。

なお、各口とも高さを揃えること。（水平方向に一直線に並べること。）

(3) 放水口コック

ア 放水口コックは、ボールコックとし、ボール部分等の摺動部分は、硬質メッキを施した部品から構成されるものとする。

イ 放水口コックは、ハンドルがロックされる構造のものとする。

- ウ 放水口コックの口径は、65mmで雄ネジのフランジ付きとすること。
 - エ 放水口コックは、側板の外側に取り付けること。
- (4) 中継口コック
- ア 中継口コックは、ボールコックとし、ボール部分等の摺動部分は、硬質メッキを施した部品から構成されるものとする。
 - イ 中継口コックは、ハンドルがロックされる構造のものとする。
 - ウ 中継口コックの口径は、65mmで雄ネジのフランジ付きとすること。
 - エ 中継口コックは、側板の外側に取り付けること。
- (5) 吸水口コック
- ア 吸水口コックは、ボールコックとし、ボール部分等の摺動部分は、硬質メッキを施した部品から構成されるものとする。
 - イ 吸水口コックは、ハンドルがロックされる構造のものとする。
 - ウ 吸水口コックの口径は、75mmで雄ネジのフランジ付きとすること。
 - エ 吸水口コックは、側板の内側に取り付け、ハンドルのみ側板の外側に付けること。
- (6) 給水口用コック
- ア 給水口用コックは、ボールコックとし、ボール部分等の摺動部分及び媒介取付部側は、硬質メッキを施した部品から構成されるものとする。
 - イ 給水口用コックの口径は、65mmとすること。
 - ウ 給水口用コックのハンドルは、水槽の左側の適切な位置に取り付けること。
- (7) 水槽吸水用コック（電動式・逆流防止のインターロック付）
- ア 水槽吸水用コックは、ボールコックとし、ボール部分等の摺動部分及び媒介取付部側は、硬質メッキを施した部品から構成されるものとする。
 - イ 水槽吸水用コックの口径は、75mmとすること。
 - ウ 水槽吸水用コックのハンドル操作は、ポンプ室左右の操作部（側板）に適切に取り付けること。
- (8) 水槽送水コック
- ア 水槽送水用コックは、ボールコックとし、ボール部分等の摺動部分及び媒介取付部側は、硬質メッキを施した部品から構成されるものとする。
 - イ 水槽送水用コックの口径は、65mmとすること。
 - ウ 水槽送水用コックのハンドル操作は、ポンプ室左右の操作部（側板）に適切に取り付けること。
- (9) エゼクター配管用バルブ
- ポンプ室左右の操作部（側板）に適切に取り付けること。
- (10) 水槽ドレーン
- ア バルブの口径は、40mm以上とすること。
 - イ バルブハンドルは、車体下部の側面から容易に操作できるように適切に延長し取り付けること。
 - ウ バルブは、水槽ドレーンすべてに取り付けること。
- (11) 不凍液注入配管
- 不凍液タンクの手前側にバルブを取り付け、真空漏れのないようにすること。
- (12) その他必要と認める箇所
- ア ポンプドレーンバルブ（PTOスイッチ連動によるモーター方式の開閉バルブ）の他に、次のとおり補助バルブを取り付けること。
 - (ア) ポンプドレーンバルブ下のドレーン配管に手動の開閉バルブを取り付けること。（モーター方式のバルブが故障した場合に、ドレーン配管の開閉を手動で行うことができること。）
 - (イ) 通常はバルブを開の状態で使用し、モーター方式のポンプドレーンバルブが故障した場合には閉にし、真空ポンプの操作に影響がでないものとする。
 - (ウ) 開閉の操作は車体脇から容易にできるよう、バルブハンドルをポンプ室脇のボックス下部まで適切に延長すること。
 - (エ) 開閉バルブ及びバルブハンドルが走行に支障のないよう地上高を高く取り付けること。
 - イ その他必要と認める箇所には、配管に対応するバルブを適切に取り付けること。

5-11 媒介

- (1) 媒介は、「日本消防検定協会で定める規格（消防用ホースに合致する結合金具及び消防用吸水管に使用する結合金具）」に合格したものとすること。
- (2) 媒介（キャップを含む。）は、アルミ合金製を除きすべてクロームメッキ処理したものとすること。
- (3) 放水口媒介左右各2箇所
 - ア 口径65mmと口径50mmが兼用できるマルチタイプ媒介とすること。
 - イ 口径及び結合金具の形状は、65mm雌ネジ×65mm雄差し込み（50mm雄差し込み兼用）とすること。
- (4) 中継口媒介
口径及び結合金具の形状は、65mm雌ネジ×65mm雌差し込みとすること。
- (5) 積水口媒介
 - ア 口径及び結合金具の形状は、65mm雌ネジ×65mm雌差し込みとすること。
 - イ 口径65mm雌の差し込みに合致するキャップ（ステンレス製の鎖付き）を取り付けること。
- (6) 給水口キャップ
給水口には、口径65mmの雌ネジ式キャップを取り付けること。（ステンレス製の鎖付き）

5-12 計器

- (1) 各計器は、車体両側の計器板上に取り付けること。
- (2) 各計器は、整然と配列し、その直近下方には、バルブ、コック及び流量計スイッチ等を取り付けること。
- (3) 計器は、次のとおりとし、両側に設けること。
 - ア 連成計は直径100mm（基準点0は計器部中央で指示し、真空（負圧）側最高目盛0.1Mpa、有圧側最高目盛2.5Mpaのもの。）とすること。
 - イ 圧力計は直径100mm（有圧最高目盛3.5Mpaのもの。）とすること。
 - ウ 水量計（500リットル単位の日盛付）は、管式と電子式の両方を設けること。
なお、電子式の水量計の表示部は、液晶画面を使用すること。
 - エ 流量計（毎分の放水量をデジタル表示するもの。）
 - オ 流量積算計（デジタル表示するもの。）
- (4) 流量計は、各放水口の放水流量をそれぞれ別個に示すものとすること。また、左右どちらの操作部でも各放水口の流量が確認できること。
- (5) 流量積算計は、左右の流量計の合計値（消防ポンプの放水量の合計値）を示すものとすること。
- (6) 流量計及び流量積算計のスイッチは、すべて、シャシーのPTOレバーに連動してON、OFFできるよう適切に配線すること。

5-13 凍結防止用ヒーター

- (1) ヒーターは、AC100Vを電源とし、ヒーター本体は、次のとおりとすること。
 - ア サーモスタットスイッチ付きとすること。
 - イ 取付位置は、水槽とポンプ間の水槽吸水配管とすること。
- (2) ヒーター本体と車両側コンセントを結線すること。
- (3) 車両側コンセントを次のとおり取り付けること。
 - ア 取付位置は、キャブ右側下付近とすること。
 - イ コンセントは、マグネット式コンセント（蓋付き）とすること。
- (4) キャブ内の適切な位置に水槽配管ヒーターの確認灯（赤色LED）を取り付けること。
- (5) 商用電源用付属ヒーターコード
 - ア キャブタイヤコードとし、長さが10mで容量に余裕があるものとすること。
 - イ キャブタイヤコードの両端には、それぞれ商用電源コンセント及びマグネット式コンセントを取り付けること。
 - ウ 商用電源コンセントは、丸型のゴムプラグ（平行2芯）とすること。
- (6) 配線及び結線部は、露出のないようにし、漏電及び防水対策を十分に取ること。

5-14 その他

- (1) 不凍液注入配管に不凍液のタンク（100cc以上）を取り付けること。また、タンク

は外部から不凍液の注入等のメンテナンスが容易にできる位置に取り付けること。

なお、タンク自体の材質は、液量が容易に確認できるものであること。

- (2) ポンプグランド、ポンプ軸受け等には、有効に給油が行えるように給油配管及び給油槽を設けること。

6 車体の構造及び架装

6-1 構成

- (1) 車体は、消防ポンプ装置、水槽、ポンプ室及び資機材収納ボックス類で構成するものとする。
- (2) 水槽受け台は、シャシーフレームに確実に固定すること。
- (3) 車体は、走行中の振動及びねじれ等に十分対処できるようにすること。
- (4) 車体上部（キャブを除く）は、アルミ縞鋼板張りとする。
- (5) 各資機材収納ボックスは、各種資機材を整然と収納し、かつ、容易に取り出すことができるようにすること。
- (6) 両側ステップは、他の装備品に支障のないよう延長すること。
- (7) フェンダーは、洗浄の際泥土の残らない構造とし、タイヤチェーンの脱着が容易にできるものであること。
- (8) 泥よけはゴム製とし、各車輪の外側に吊すこと。
- (9) 骨組をシャシーに取り付ける場合で重要な部分のボルトには、ダブルナットを使用すること。
- (10) 後部フェンダー、ポンプ室両側ステップ上ボックス及びバッテリーボックスは、内部からの泥砂及び雨水等が侵入しないように次のようにすること。
 - ア シャシーフレームとボックスの上は、鋼板で完全に仕切ること。
 - イ シーリング及び塗装等について、特に注意を払うこと。
- (11) ポンプ室の側板及びその上の資機材収納ボックスの材質は、J I S規格S S 4 0 0以上の強度を有するもので板厚が2. 3mm以上のものを使用すること。

6-2 ポンプ室

- (1) 消防ポンプ装置を適切に覆う（軽合金シャッター式）とともに、軽量化に努めること。
- (2) 消防ポンプ装置の点検、修理及び交換が容易に行えること。
- (3) 側板とシャッター間のスペースの床面は、アルミ保護板張りとし、排水を考慮し適切に立上りと立下りをつけること。
- (4) 上記の床面は、水抜き穴（ドレーンパイプ付）及び傾斜をつける等、水が溜まることのないよう確実に排水できる構造とすること。

6-3 水槽部

- (1) 水槽の形状により必要がある場合は、水槽を適切に覆うとともに、軽量化に努めること。
- (2) 水槽部は、上部に資機材等が積載できるように、可能な限りフラットな構造とし、資器材の積載等の作業が容易に行える広さを有するとともに、十分な強度を有する材質を用いること。

6-3 資機材収納ボックス

(1) 位置

- ア ポンプ室上部（軽合金シャッター式）
- イ ホイールベース間左側に引き出し式バッテリーボックス
- ウ ポンプ操作部下部のボックス（下ヒンジ扉付）
- エ 水槽部上面収納ボックス
- オ ポンプ部上面収納ボックス
- カ 両側後輪後部または車両後面に資機材収納ボックス（防水等収納箱付）
- キ その他必要な箇所

(2) 構造

- ア 各ボックス（バッテリーボックスを除く。）は、防水構造とすること。
- イ 各ボックス底部には、内径15mmの水抜き用穴を設け、その穴にパイプを接続し車体下部まで延長すること。また、各ボックス底部は、傾斜をつける等、有効に排水できボックス内に水が溜まらない構造とすること。
- ウ ボックス内には、必要に応じ取り外し可能な、スノコ板（合成樹脂性）を敷くこと。（バッテリーボックス及び資材固定装置の取付部は除く。）

- エ 戸当部には、緩衝用ゴムを張ること。
 - オ 扉には、確実に施錠できる装置及び取手を設けること。
なお、観音式扉及びシャッター以外の扉には、二重の施錠としてフランス落としを取り付けること。
 - カ 観音式扉及び片開き扉には、ストッパーを取り付けること。
 - キ 引出装置の施錠は、引出装置を収納した状態で左右に取り付けること。
なお、施錠はスパナ等の工具を使用しないで、施錠及び解除ができるようにすること。
 - ク 資機材収納部から資機材を取り外す時に一緒に外れるブラケット（ピン等を含む。）には、紛失防止のためステンレス製の鎖等を取り付け固定すること。
なお、ステンレス製の鎖等の長さは適宜とすること。
- (3) ポンプ室上部のボックス
- ア 寸法は、幅1,000mm、奥行き1,500mm、高さ600mm以上とすること。
 - イ 取付位置は、ポンプ室と一体型となるようにすること。
 - ウ ボックスは、できる限り低い位置に設置すること。
 - エ ボックス内部の構造は次のとおりとすること。
 - (ア) 内部は消防ホースをはじめとする各種積載品を確実に収納できるようにすること。
 - (イ) 中央間仕切りのない構造とし、中央部にアルミ製ボックスを取り付けること。なお、このアルミ製ボックスは、消防ホース積載時の転倒防止としての機能を兼ねること。
 - (ウ) ポンプ室に消防ホースが落下しないよう展開式手摺り又は締め付けベルトを両側に取り付けること。
 - オ ボックスの上部には、消防ポンプ装置、配管及びその他付属機器の点検及び整備に適した大きめの扉を設けること。
なお、扉は、雨水等の侵入しない構造とすること。
 - カ ボックスの底部は、消防ポンプ装置、配管及びその他付属機器の点検及び整備に適した大きめの扉を設けること。
 - キ 上部は、作業が容易にできるようフラットに仕上げること。
 - ク 上部はアルミ縞鋼板張りとし、端は側板に沿って下がりをつけること。
 - ケ 上部周縁には、次のとおりパイプ枠を取り付けること。
 - (ア) アルミ鋳物製の支柱
 - (イ) 口径25mm程度のステンレス製パイプ
 - (ウ) パイプ枠は二段とすること。
- (4) ホイールベース間左側のバッテリーボックス（引き出し式）
- ア シャシーバッテリーを2個収納すること。
 - イ バッテリーを一括して引き出しできる装置を設けること。
 - ウ 収納するバッテリーの向きは、引き出し時において両方のバッテリーの液量等が確認できる方向とすること。
- (5) ポンプ操作部下部のボックス
- ア 扉は開放時、ボックスの床面と同一となるようにすること。
 - イ 扉は開放時、ステップとして使用できるよう強固な構造とすること。
なお、扉には、支持するための鎖（ステンレス製）を前後に取り付けること。
 - ウ 寸法は、内寸で幅600mm、高さが400mm、奥行き400mm程度とすること。
 - エ 扉の裏側は、ステップとするためアルミ縞鋼板を取り付け、表面はポリウレア樹脂塗膜等の防水・防食・耐摩擦性の高い処理を施し、併せて防滑処理を実施すること。
- (6) 水槽部上面の収納ボックス
- ア 当局が指定する資機材を収納可能なアルミ縞板製のボックスを2つ取り付けること。
 - イ 車体水槽部上面の適切な位置に取り付けること。（詳細は別途指示）
 - ウ 取り外し可能な仕切り板を設けること。
 - エ 収納ボックスの上面扉には、容易に開閉できるよう取手を取り付けること。
 - オ 収納ボックスの扉の開閉装置はダンパー式とし、ストッパー機能を有すること。
- (7) ポンプ部上面の収納ボックス
- ア 当局が指定する資機材（給水用蛇口（カラン））等を収納可能なアルミ縞板製のボックスを取り付けること。
 - イ 車体ポンプ部上面の適切な位置に取付けること。（詳細は別途指示）
 - ウ 収納資機材を、マジックベルトで2箇所程度固定できるようにすること。

- エ 収納ボックスの上面扉には、容易に開閉できるよう取手を取り付けること。
- オ 収納ボックスの扉の開閉装置はダンパー式とし、ストッパー機能を有すること。

6-4 昇降用はしご及びステップ等

(1) 昇降用はしご

- ア 車体後面に設置すること。
- イ 材質は、ステンレス鋼管とすること。
- ウ 主かん及び横さんは、口径が25mm程度とすること。

エ 横さんの間隔は、約300mmとし、主かんは車体上部より高くすること。オ 横さんには、滑り止めとして、アルミ縞鋼板を取り付け、表面はポリウレタ樹脂塗膜等の防水・防食・耐摩擦性の高い処理を施し、併せて防滑処理を実施すること。

6-5 燃料タンク取付部

- (1) 給油口は、積載品等を移動することなく安全容易に給油できるものとする。
- (2) 資機材が接触する恐れのある場所に給油口が露出する場合は、破損防止のため保護枠を取り付けること。なお、この保護枠は給油の際に容易に取り外せるものとする。

6-6 けん引フック

- (1) 車体前後にトウフックを各1個設けること。
- (2) 取付けは、けん引に支障のないように取り付けること。

6-7 その他

- (1) ホイールベース間には、必要に応じ次のような巻き込み防止用パイプを数段取り付けること。なお、車体の構造上、不要と認める場合は、当局の判断で除くことができる。
 - ア 巻き込み防止用パイプは、ステンレス製のパイプとすること。
 - イ バッテリー収納ボックス、資機材収納ボックス及び燃料タンクの取付部は、それぞれが支障のないようにすること。
- (2) 水槽左側の給水口付近に次のようなブラケットを取り付けること。
 - ア ブラケットはステンレス製で、水槽左側の給水口に蛇口が容易に連結できるものであること。
 - イ ブラケットに給水用蛇口を固定する場合（又は取り外す場合）は、スパナ等の工具を使用せず固定（又は取り外し）できること。
- (3) 車体の両側の適切な位置に各スパナ、媒介金具及び消火栓鍵（手鍵含む。）等の固定装置を設けること。固定装置は、必要に応じ塗装剥離防止のアルミ縞鋼板を取り付けること。

7 電装品

7-1 サーチライト

- (1) 取付位置は、左右のポンプ室付近上部とすること。
- (2) 電球は、24V-75W程度のLEDとすること。
- (3) レンズは、散光式とすること。
- (4) 地上からの操作により伸縮、回転及び俯仰操作が可能であること。

7-2 取付品

- (1) 各取付品の台座は、十分に補強を施し、漏水がないように取り付けること。
- (2) 次の箇所には、LED式照明灯を取り付けること。
 - ア ポンプ計器板（蛍光灯保護チューブ入り）
 - イ キャブ内中央天井
 - ウ 管式水量計（ガード付）
 - エ ポンプ室内（ガード付）
 - オ 各ボックス内（24V-12W程度）
 - カ エンジンルーム（24V-12W程度）
 - キ 車体前後部の左右にサイドマーカーランプ（24V-3W程度でスモール連動）
 - ク その他夜間作業に必要な箇所
- (3) ボックス内照明灯
 - ア キャブ内の架装関係スイッチボックスには、メインのスイッチを取り付けること。
 - イ 各ボックスには、扉の開閉により点灯する個別のスイッチを設けること。
 - ウ 照明灯は、必要に応じて損傷防止のレンズガード付とすること。
- (4) 電子サイレンアンプ
 - ア アンプは、電子サイレン、電子警鐘並びに拡声機能を持つものとする。

- イ アンプ本体は、架装スイッチと一緒にボックス格納すること。(詳細な位置は別途指示)
- ウ 増幅器は、専用のブラケットを製作し、キャブ内の適切な位置に取り付けること。(詳細な位置は別途指示)
- エ 電子サイレン用のスピーカーは、散光式赤色警光灯に内蔵する専用スピーカーとすること。
- オ ポンプ室の適切な位置(両側)に電子サイレンアンプ用のマイク格納ボックスを設けること。(雨水等が侵入しない構造とすること。)
 - なお、キャブ内の電子サイレンアンプをこのマイクにより、リモートコントロールして外部拡声ができるようにすること。
- カ 上記エの配線について、2個のマイクから電子サイレンまでそれぞれ別個の配線をする事。(マイクと電子サイレンの途中で結線しないこと。)
- (5) 警光灯類
 - ア 赤色警光灯は、次のとおりとすること。
 - (ア) 赤色警光灯は、散光式赤色警光灯とすること。
 - (イ) キャブ上部前方の適切な位置に取り付けること。
 - (ウ) 取り付けは、キャブ上に専用の台座をし、取り付けすること。
 - (エ) キャブ及び台座は、散光式赤色警光灯本体の重量及び車両走行中の振動等に十分耐えられるよう適切に補強を行うこと。
 - (オ) キャブ及び台座は、散光式赤色警光灯本体のメンテナンスを十分考慮した構造にすること。
 - イ 赤色点滅灯は、次のとおりとすること。
 - (ア) 車体後面(左右)
 - (イ) 車体側面の前後(左右)
 - (ウ) キャブフロントグリル内の適切な位置(左右)
 - (エ) 赤色点滅灯の取り付けは、必要に応じ専用の台座を作製し、これに取り付けること。
 - (オ) 台座は、赤色点滅灯本体の重量及び車両走行中の振動等に十分耐えられるよう適切に補強を行うこと。
 - (カ) 防水及び車両のメンテナンスに支障のないように取り付けすること。
 - ウ 作業灯は、次のとおりとすること。
 - (ア) バータイプ作業灯を、車体側面左右上部に各3箇所取付けること。
 - (イ) バータイプ作業灯を、車体後部に1箇所取付けること。
 - (ウ) 作業灯の取り付けは、必要に応じ専用の台座を作製し取り付けすること。
 - (エ) 台座は、作業灯本体の重量及び車両走行中の振動等に十分耐えられるよう適切に補強を行うこと。
 - (オ) 防水及び車両のメンテナンスに支障のないように取り付けすること。
 - (カ) スイッチは、作業灯付近の適切な位置に取り付けること。
- (6) モーターサイレン
 - ア モーターサイレンは、キャブ上の散光式警光灯と一体式のものとする事。
 - イ スイッチは、キャビン内に架装用スイッチを2箇所、適切な位置に設けること。
 - ウ テスト用減音装置を設けること。
 - エ 自動吹鳴装置を取り付けること。
- (7) 後輪照明灯(路肩灯)
 - ア 後輪付近(両側)の適切な位置に設けること。
 - イ LED式(24V-25W同等程度)とすること。
- (8) 保護枠
 - 次の灯火には、保護枠を設けること。
 - ア バス型路肩灯
 - イ その他必要と認める箇所
- (9) 無線雑音防止装置
 - 各電装品は、無線障害のないものを使用すること。また、その虞がある製品には、セラミックコンデンサーを取り付けるなど、有効な防止対策をとること。
- (10) ボンディングアース
 - 次の箇所には必要に応じボンディングアースを行うこと。

なお、アース線は平織のアース線とし、金属で両側端末を処理したものとすること。
ただし、樹脂コート等によりその効果が期待できないもの及び取付の必要がないと認められる場合は、当局の判断において除くことができる。

- ア エンジンブロックとシャシーフレーム
- イ ラジエターとシャシーフレーム
- ウ ミッションケースとシャシーフレーム
- エ オルタネーター（レギュレーターを含む。）とシャシーフレーム
- オ キャブとシャシーフレーム
- カ キャブとドア
- キ サスペンションとシャシーフレーム

(11) 電気配線

- ア 系統別に色分けを行うこと。
- イ ターミナル部の配線接続は、圧着端子とすること。
- ウ すべての配線貫通部には、ブッシングゴムを取り付けること。
- エ 灯火機器及びその他電気機器は、必ずその付近で接続するように配線すること。
なお、接続は、圧着端子、又はメタルコンセント等とすること。
- オ 各配線は、消費電気量に見合う適正容量のものを使用すること。
- カ 配線接続部はすべて絶縁被覆付とし、外部配線は、すべて防水構造とすること。特にコネクター部分は、絶縁融着テープ等で被覆すること。
- キ 外部配線は、すべて配線保護チューブを使用し、その中を通すこと。

(12) 架装用スイッチ及び一体型ボックス（別途指示）

- ア スwitchは、大阪サイレン製の機能集中型操作スイッチ（又は同等以上のもの。）とすること。
- イ スwitchは、電子サイレンアンプを格納する一体型のボックスに収めること。
- ウ 一体型ボックス（電子サイレンアンプ及びスイッチを収めたもの。）の取付位置は、キャブ内の適切な位置とすること。
- エ スwitchは、使用電気容量に十分見合うものとすること。
- オ スwitchには、すべて名称を明記すること。
- カ 作業灯のメインスイッチ及びP T O作動確認灯を一体型ボックスに取り付けること。

(13) 外部スイッチ

外部に設ける各機器のスイッチには、すべてステンレス製の保護枠を取り付けること。

(14) バックアイカラーカメラ及びカラーモニター

- ア バックアイカラーカメラは、次のとおりとすること。
 - (ア) 広視野タイプで撮影画素25万画素以上であること。
 - (イ) 走行用のシフトレバーがRレンジに入った場合又は後方モニターONの場合、自動的にカラーモニターに車体後方を写し出すものであること。
 - (ウ) レンズ保護用のシャッター付きとすること。
 - (エ) シャッターは、走行用のシフトレバーがRレンジに入った場合又は後方モニターONの場合に自動的に開き、通常はレンズ保護のため自動的に閉じていること。
 - (オ) バックアイカラーカメラには、必要に応じステンレス製の保護パイプを取り付けること。
- イ カラーモニターは、次のとおりとすること。
 - (ア) 画面サイズは、7インチ以上とし、T F Tカラー液晶モニターとすること。
 - (イ) 走行用のシフトレバーがRレンジに入った場合又は後方モニターON場合、自動的にバックアイカラーカメラの映像をモニターするものであること。
 - (ウ) 昼夜の照度調節が自動的に行えるものであること。
 - (エ) バックアイカラーカメラ専用の端子を持っていること。

(15) 後方音声確認装置（バックトーク）

- ア 車両後方の音声をキャビン内に明瞭に伝達することが可能な受話装置とすること。
- イ キャビン内の音声を車両後方に明瞭に伝達することが可能な受話装置とすること。
- ウ 相互通話が可能であること。
- エ 運転席から容易に操作が可能な位置に操作部を取り付けること。

(16) ドライブレコーダー

キャビン内前方窓の適切な位置にドライブレコーダーを設置すること。

8 無線機関係

(1) 無線機用アンテナ及びケーブル (260MHz・400MHz)

ア 無線機用のアンテナをキャブの屋根にそれぞれ取り付けること。(詳細な位置は別途指示)

イ アンテナからキャブ内助手席の適切な位置までアンテナ用ケーブル (5 D 2 V) を敷設すること。

なお、ケーブル敷設は露出のないように適切に行い、端末は余裕をもって長めにしておくこと。

ウ 専用のL型接続コネクタにより、アンテナ本体とケーブルを接続すると共に、接続部が外部に露出しないこと。

エ 取り付けに当たっては、アンテナ基台部のアースを十分に確保し、漏水及び防錆対策を十分に行うこと。

(2) 無線機用ブラケット

無線機本体に付属するブラケットを作製し、前記4-2の(3)の無線機取付用ブラケットに取り付けること。

(3) 無線機の電源は、専用ブレーカーとリレー (10A) を介してACCスイッチ連動の専用電源とし、それぞれ設けること。その電源供給コードは助手席の前方足元まで余裕を取って延長しておくこと。

(4) 無線機本体及びAVM端末機器は当局の支給品とし、接続については別図のとおりとする。(配線等付属品は受注者にて負担) また、AVM端末機器は当局で設置するが、それに支障のないよう調整を図ること。

(5) 無線装置一式 (260 MHz) を別紙1「消防業務用超短波無線電話装置等仕様書 (大型水槽車)」のとおり取り付けること。

9 塗装等

9-1 素地調整

(1) 塗装、シーリング、文字記入等を実施する前には、すべて油分の汚れを取り除く等の下地の調整を十分に行うこと。

(2) 金属については、錆等の腐食部分を完全に除去すること。

(3) 溶接部分については、残渣その他焼けた塗料等を完全に除去すること。

(4) パテを使用する部分は、素地調整を十分に先行し、専用の接着剤を用いてパテを接着すること。

(5) コーキング及びシーリング等を行う場合は、素地調整を十分に行い剥離等を起こさないようにすること。

9-2 塗装要領

(1) 朱色塗装は、素地調整を十分に行い、プライマー塗り、水研ぎ及びサーフェサー塗等を実施後、上塗りを3回以上行うこと。

(2) パテを使用する部分は、パテが十分に乾燥してから塗装を行うこと。

(3) 朱色塗装部分等の外観部分は、磨き及びつやだしを行うこと。

(4) ポンプ本体及び配管等は、素地調整を十分に行い、確実な上塗りを行うこと。

(5) その他の塗装については、素地調整を十分に行ってから、上塗りを3回以上行うこと。

9-3 塗装種別

(1) 外装は、指定する部分を除きすべて朱色塗装 (当局指定色ウレタン系塗料) とすること。なお、メーカー指定色がある場合は、事前に当局と協議し承諾を得ること。

(2) 車体上部 (キャブを除く) は、銀色系の塗装を行うこと。

(3) 配管等は、淡青色とすること。

(4) ボックス内側は、銀色とすること。

(5) 燃料配管及び特に注意を要する箇所は、赤色とすること。

(6) その他の部分は、すべて黒色とすること。

(7) バッテリーボックス内側は、耐酸物質で被覆すること。

9-4 特殊防錆塗装

次の箇所には、上記塗装の他、特殊防錆塗装を行うこと。

(1) キャブ下廻り及びキャブ立ち上がり部

(2) ドア内側

- (3) フェンダー内側
- (4) シャシー下廻り
- (5) 各ボックスの底部
- (6) 架装下廻り

9-5 メッキ

塗装しない部分（アルミ部分及びステンレス部分を除く。）の金属部分は、すべて良質のクロームメッキ処理をし、防錆剤を塗ること。

なお、クロームメッキ処理をする部分は、次のとおりとすること。

- (1) ロープフック
- (2) 積載装置の可動部分
- (3) 計器類
- (4) 各種操作レバー
- (5) キャブグリル
- (6) 媒介
- (7) その他必要と認める箇所

10 記入文字

- (1) 書体は、丸ゴシックとし、体裁よく配列すること。
- (2) 記入箇所及び文字は、下表のとおりとすること。

記入箇所	記入文字	色	大きさ (mm)	記入方向
キャブ両側面	仙台市消防局	白	120×120	向って左から記入
キャブ両側面	(車両略号)	白	100×90	〃
車両後面	仙台	白	100×100	〃
〃	(車両略号)	白	100×90	〃
水槽両側面	大型水そう車	白	400×400	〃
標識灯	(車両略号)	黒	60×60	〃
フロントガラス右側	仙台	白	80×80	
キャブ屋根	(車両略号)	白	縦800×横500	進行方向に向って左から記入

- (3) 記入文字の材質は、フィルムとし、住友スリーエム製スコッチカル（コントロールタック）と同等以上の性能があるものとし、フィルム表面には、クリア加工の処理をすること。

11 表示及び銘板等

表示及び銘板等の取り付けは、次のとおりとすること。

- (1) スイッチ類には、名称及び「ON～OFF」の表示をすること。（内部照明付きのスイッチは除く。）
- (2) 計器類には、名称を表示すること。
- (3) バルブ、コック類には、名称及び開閉方向を表示すること。
- (4) エアブレーキの水抜き栓には、すべての箇所に名称を表示すること。
- (5) 操作装置は、名称及び操作方向等を表示（絵表示でも可）すること。
- (6) 燃料給油口には、「軽油」と表示すること。
- (7) ロック装置は、ロック位置を表示すること。

12 反射テープ

- (1) 車体側面再帰性に富んだ反射材を貼ること。

ア 再帰性に富んだ反射材を貼ること。（赤色）

イ 再帰性に富んだ反射材は、住友スリーエム製PX9472と同等以上の性能があるものとする。

- (2) 車体後面に再帰性に富んだ反射材を貼る又はゴースト・シェブロン・マーキングを一部に施すこと。（詳細は別途指示）
- (3) キャブのすべての扉及び資材収納ボックスの扉（シャッター式扉は除く。）

ア 扉開放時、扉が開放していることが確認できるように扉の側面に反射テープを取り付

けること。

イ 反射テープは、住友スリーエム製スコッチライト（高輝度タイプ980-71型）と同等以上の性能があるものとする。

13 取付品及び付属品

- (1) 取付品、及び付属品は、別表のとおりとし、この仕様書で指定するもの以外で公表された標準添付品は、すべて納入すること。
- (2) 付属品のうち、文字を記入するものについては、次のとおりとすること。
 - ア 書体は、丸ゴシックとすること。
 - イ 大きさ及び色については、適宜とすること。
 - ウ 記入文字については、標識灯と同じ文字とし別途指示する。
 - エ シールの場合は、剥がれにくいものとし、予備も準備すること。（詳細は別途指示）
- (3) ホースに接続する媒介等の機器及び吸水管に接続する機器の結合金具は、すべて日本消防検定協会の検定品に合格したものを使用すること。
- (4) 吸水管（棒吸水管を含む。）金具及びホース媒介金具等は、すべてクロームメッキの処理をしたものとする。（アルミ合金のものは除く。）

別表1 取付品一覧表

番号	品名	数量	備考
1	消防章 (径150mmの真鍮製、裏板付)	1	全体をクロームメッキ処理し、中央を切り込み、金メッキ処理した真鍮製の仙台市章を埋め込んだもの
2	サーチライト	2	佐藤工業製 SP-Q28 (LED散光式・伸縮棒付) 又は同等以上の性能のもの
3	散光式赤色警光灯	1	大阪サイレン製 NF-LL-VK2M-LC2 又は同等以上の性能のもの
4	モーターサイレン	1	赤色警光灯内蔵型
5	前部赤色点滅灯 (フロントパネル)	4	大阪サイレン製 LFA-100 又は同等以上の性能のもの
6	側部赤色点滅灯	4	大阪サイレン製 LFA-300 又は同等以上の性能のもの
7	後部赤色点滅灯	2	大阪サイレン製 LFA-200 (SUSガード付) 又は同等以上の性能のもの
8	側部作業灯	6	バー型LED作業灯
9	後部作業灯	1	バー型LED作業灯
10	電子サイレンアンプ	1	大阪サイレン製 TSK-D152 又は同等以上の性能のもの
11	マイク	1	大阪サイレン製 MC-D1L 又は同等以上の性能のもの
12	集中操作スイッチ	1	大阪サイレン製 SBW-D1型 又は同等以上の性能のもの
13	後輪照射灯	2	24V-25W程度 (LED式)
14	バス型路肩灯	2	保安基準認定品 (LED)
15	時計	1	リズム時計製大型デジタル時計 8AD852型、又は同等以上の性能のもの
16	ラジオ	1	シャシーメーカー純正品 (FM、AM)
17	エアコン	1	シャシーメーカー純正品
18	サンバイザー	2	運転席及び助手席用
19	サイドバイザー	2	ステンレス製

20	バックライト	2	シャシーメーカー純正品
21	バックブザー	1	シャシーメーカー純正品
22	バックアイカラーカメラ	1	市光工業製 HX-220A又は同等以上の性能のもの
23	バックアイカラーカメラ用 カラーモニター	1	市光工業製 HT-100又は同等以上の性能のもの
24	フレキシブルルームランプ	1	LEDタイプ
25	無線アンテナ	1式	260MHzー日本アンテナ製 WH-BAN-M6&ELS-500型、 又は同等以上の性能のもの、配線等各1組（エレメントは無調整品であること）
26	登録ナンバープレート フレーム	1式	ステンレス製
27	凶面収納箱及び資機材収納 箱	1式	別途指示
28	補助ウインカー	1式	側面
29	自動充電装置	1式	七宝電子工業製 SA-12PW-X又は同等以上の性能の もの
30	ドライブレコーダー	1式	KENWOOD製 DRV-325又は同等以上の性能のもの
31	ホワイトボード	1式	助手席ダッシュボード

2 付属品一覧表 I

※印のものについては取り付けを含み、文字の欄に○印があるものについては文字を記入すること。(記入文字については車両略号とし、当局より別途指示する。)

番号	品名	文字	数量	備考
1	吸管 (反射線入)		4	口径 75 mm 4 m (ネジ式) 又は同等以上の性能のもの
2	ちりよけ籠付吸管ストレーナー		2	合成樹脂製 2 個 (媒介金具付) 又は同等以上の性能のもの 1 個
3	ディスクストレーナー		1	日本機械工業製 D75S
4	吸管枕木	○	2	合成樹脂製
5	吸管控え綱		2	径 12 mm × 15 m
6	消火栓媒介金具		1	径 75 mm 雌ネジ × 径 65 mm 雌差込式 ロープ引揚式 (固定用マジックベルト付)
7	※消火栓開閉金具	○		T字型手鍵 2 個 地上式 1 個 ボックスレンチ 1 個 (地下式、当局で別途指示) 日の出式消火栓バール 1 個 又は同等以上の性能のもの
8	※スパナ		1	径 75 mm 2 個 径 65 mm 2 個
9	※とび口	○	2	合成樹脂製長さ 1.8 m 程度
10	※金てこ	○	1	長さ 800 mm 程度
11	※剣先スコップ	○	4	
12	※車輪止		2	合成ゴム製取手付 黄色
13	※粉末消火器	○	1	車両用粉末消火器 ABC 20 型
14	ポンプ工具		1	
15	※二又分水器		2	軽合金製 入力側：65 mm 雌差込式 出力側：雄差込式で 50、65 mm 兼用
16	ホースブリッジ	○	4	大阪ゴム製 CB450 型 又は同等以上の性能のもの
17	※発動発電機	○	1	ホンダ製 EU9i 又は同等以上の性能のもの
18	※投光器	○	1	モリタ製 Nomad360 又は同等以上の性能のもの
19	※電源延長コード	○	1	HAYATA 製 BWM-130K 又は同等以上の性能のもの
20	ホースキャリア	○	2	モリタ製 MAC003 又は同等以上の性能のもの

21	※おの	○	1	柄の長さ1m程度で、材質が合成樹脂製のもの
22	フォグガン	○	2	YONE製 NH-50QF型 (0.7mpa)、又は同等以上の性能のもの
23	消火水のう給水器	○	1	ヨネ製 PC-65又は同等以上の性能のもの
24	ホース媒介金具		各1	全て軽合金製の差込式(鑑定品) 口径50mm-雄雄 口径50mm-雌雌 口径65mm-雄雄 口径65mm-雌雌 口径65mm雄-口径50mm雌 口径50mm雄-口径65mm雌
25	消防用ホース		20	日本消防ホース工業会加盟メーカー製消防用ホース 65mm×20m (ホース保護具に反射材付)
26	※大ハンマー	○	1	10ポンドハンマー 柄の長さ1m程度で、材質は合成樹脂製のもの
27	※燃料携行缶	○	2	10リットル入 小林物産製KS10型 (金属製縦型-消防法適合品) 又は同等以上の性能のもの
28	※特殊工具	○	1	TONE製 TSS4331及びMPT-CS又は同等以上の性能のもの

別表3 付属品一覧表Ⅱ

番号	品名	数量	備考
1	すのこ	1式	合成樹脂製
2	フロアマット	1式	キャブ内標準とし、フットスイッチ等がある場合は、適切な穴あけ加工をすること。
3	愛車セット	1式	ボディワックス（250g）含む
4	タイヤチェーン	1組	S C C製ケーブルチェーン
5	標準工具	1式	シャシーメーカー純正品
6	点検ハンマー	1	1 / 4ポンド
7	オイルパンヒーターコード （タンク配管ヒーターコード 兼用）	1	商用電源接続用キャブタイヤケーブル10m （コンセント形式） 商用電源コンセント接続側AC100V用平行 2芯 シャシー側マグネット式コンセント
8	非常信号用具	1式	発煙筒 2色信号灯 赤旗 非常停止板 いずれも保安基準適合品
9	車輪止め（待機用）	1	合成ゴム製（黄色）で2mのロープ付
10	ワイヤーロープ	1	径12mm長さ5m （端末は輪に加工したもの）
11	予備シーラー	各1	赤と透明のもの
12	ネジロック剤	1	スリーボンド製1401B 200g入、又は 同等以上の性能のもの
13	予備電球		シャシーの取付数と同数（保安基準にかかるもののみ（ヘッドライト除く））
14	予備ヒューズ		ブレードヒューズは種類ごとに各5個、そのほかは種類ごとに各1個
15	補修用塗料	各1	朱、銀色（各500cc入）
16	アドブルー	10	10リットル以上
17	吸管の蛍光バンド	5	マジックベルト式（詳細は別途指示）
18	シリコングリーススプレー	3	YONE製 消防自動車用メンテナンスオイルスプレー（220cc入） 又は同等以上の性能のもの